

令和3年4月に施行される改正意匠法のご紹介

～複数意匠一括出願手続の導入、物品の区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充について～

特許庁 審査第一部 意匠課

令和2年4月1日に、改正意匠法の規定の多く（画像・建築物・内装の意匠の保護、関連意匠制度の拡充等）が施行され、意匠制度が大きく変わりました。残る一部の規定については、令和3年4月1日に施行されますので、その概要を簡単にご紹介します。

1. 複数意匠一括出願手続の導入

同一のデザイン・コンセプトに基づいて開発された複数の物品等について一括して出願することへのニーズが高まっている状況を踏まえ、改正意匠法第7条において「経済産業省令で定めるところにより」と規定し、意匠法施行規則において、複数の意匠に係る出願を一の願書により行う手続（複数意匠一括出願手続）の具体的な内容を定めました。以下、要点をご説明します。

1) 手続の流れ

特許庁に対して複数意匠一括出願手続を行うと、まず、一の手続番号が付与・通知され、この手続についての方式審査が行われます。方式要件等を満たすと、複数意匠一括出願手続が終了し、個別の意匠登録出願に出願番号が付与・通知されます。その後は、従来の意匠登録出願と同様に、出願ごとに実体審査が行われます。審査結果についても、出願ごとの審査が終了次第、個別に通知されます。

一つの複数意匠一括出願手続には2以上100以下の意匠登録出願を含めることができ、諸外国で採用されているような同一ロカルノ分類の範囲や意匠が類似する範囲など、含めることのできる意匠の範囲についての制限はありません。出願ソフトによりオンライン出願が可能です。

複数意匠一括出願手続の手数料（出願料に相当）については、16,000円に複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願の数を掛けた額となります。

2) 願書の様式

複数意匠一括出願手続の願書は、意匠法施行規則様式第二の二により作成しなければなりません。

願書に記載された、出願人情報、代理人情報、秘密意匠を請求する場合の記載事項、新規性喪失の例外適用を受けようとする場合の記載事項、優先権を主張する場合の記載事項等は、複数意匠一括出願手続に含まれるすべての意匠登録出願が、これらに記載した願書により出願されたものとみなされます。一方、意匠に係る物品、創作者情報、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明については、意匠ごとに欄を設けて記載する必要があります。

また、願書に第一国出願のアクセスコード等を記載して、複数意匠一括出願手続についてデジタルアクセスサービス（DAS）を利用することができます。

3) 願書とともに提出された書類の扱い

複数意匠一括出願手続においては、願書・図面のほか、新規性喪失の例外適用証明書、優先権証明書等の書類を提出することができます。これらの書類は、その提出日に、複数意匠一括出願手続に含まれるすべての意匠登録出願に対して提出されたものとみなされます。

4) 複数意匠一括出願手続に含めることができない出願等

分割出願、変更出願、補正却下決定後の新出願及び国際意匠登録出願は、複数意匠一括出願手続に含めることはできません。また、特徴記載書、出願放棄書、出願取下書及び複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願の数を変更する手続補正書は、複数意匠一括出願手続について提出することはできません。なお、特徴記載書、出願放棄書及び出願取下書は、複数意匠一括出願手続の終了後に、個別の意匠登録出願について提出することが可能です。

5) 優先権証明書の交付等の請求

優先権証明書の交付の請求並びに意匠登録に関する書類の謄本等の交付及び閲覧の請求については、手続番号により複数意匠一括出願手続に含まれるすべての意匠登録出願について一括で請求することも、出願番号により個別の意匠登録出願について請求することもできます。なお、手続番号による請求は、複数意匠一括出願手続が終了し、個別の意匠登録出願に出願番号が付与・通知された後も可能です。

2. 物品の区分の扱いの見直し

経済的社会的状況の変化を踏まえ、柔軟な意匠登録出願手続を可能とするため、意匠法第7条に規定されていた経済産業省令で定める「物品の区分」を廃止するとともに、「意匠ごと」と規定される客体である「一意匠」の対象となる「一物品」、「一建築物」、「一画像」の基準について、経済産業省令で定めることとしました。これを踏まえ意匠法施行規則における「物品の区分」に関する規定を削除するとともに、「一意匠」の基準を追加する改正を行い、あわせて物品の区分を具体的に定める別表第一を廃止しました。

しかし、別表第一が廃止されることによって、意匠制度に不慣れなユーザーにとっては、願書の「意匠に係る物品」の欄をどのように記載したら良いのかわからなくなってしまう懸念があります。そこで、願書作成時の指針となるよう、意匠に係る物品等を例示した「意匠に係る物品等の例」を作成し、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添として特許庁ホームページに掲載しました。

この「意匠に係る物品等の例」は、従前の意匠法施行規則別表第一をもとに、近年の登録実績を元にした物品名の追加・削除、古い表記の見直し、記載順の変更等の修正を行ったものです。今後も必要に応じて適時改訂を行っていく予定です。

3. 手続救済規定の拡充

出願人に対する救済措置を充実させるべく、特許法を新たに準用し、指定期間経過後の請求による指定期間の延長(特許法第5条第3項)、正当な理由があつて優先期間を徒過してしまった場合の優先権主張を伴う意匠登録出願(特許法第43条の2)、優先権書類が未提出だった場合の注意喚起のための通知規定(特許法第43条第6項)及び当該通知後の優先権書類の提出(特許法第43条第7項)を可能としました。

1) 指定期間経過後の期間延長請求

拒絶理由通知等に記載された審査官等の指定する期間(指定期間)を、当該指定期間経過後2か月以内であれば、請求により2か月延長することが可能となります。また、これにあわせて、指定期間内の請求による期間延長の運用を見直し、国内居住者、在外者ともに、指定期間を2か月延長できることとします。期間延長請

求は、指定期間内、指定期間経過後をあわせて1回限り認められます。

期間延長請求の手数料は、指定期間経過後の場合は、拒絶理由通知に記載された指定期間については7,200円、それ以外は4,200円、指定期間内の場合は、一律2,100円となります。

期間延長請求の対象となる手続については、特許庁ホームページで公表している「方式審査便覧」に記載されます。

2) 優先期間経過後の優先権主張を伴う意匠登録出願

第一国官庁に出願してから、6か月の優先期間が経過した後であっても、優先期間内に日本国特許庁に出願できなかったことについて「正当な理由」があるときは、優先期間経過後2か月以内にした意匠登録出願について、優先権を主張することが可能となります。

この救済規定の適用を受けようとするためには、出願人又は代理人は、出願することができなかった理由を記載した回復理由書及び証拠書類を提出します。「正当な理由」については、特許庁ホームページで公表している「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン」に考え方や例が掲載されています。

3) 優先権書類の未提出通知を受けた後の優先権書類の提出

意匠登録出願について優先権主張をする場合は、優先権証明書又はデジタルアクセスサービス（DAS）利用のためのアクセスコード等を記載した書面を、出願から3か月以内(国際意匠登録出願の場合は国際公表から3か月以内)に提出する必要がありますが、当該期間内にこれらの優先権書類を提出しないときは、特許庁は、出願人又は代理人に対して、優先権書類が未提出である旨の通知を行います。出願人又は代理人は、通知の日から2か月以内であれば、優先権書類を特許庁に提出することが可能となります。

4. 経過措置

複数意匠一括出願手続、物品の区分の扱いの見直しについては、令和3年4月1日以後の意匠登録出願に適用されます。

手続救済規定については、令和3年4月1日以後に指定期間、優先期間又は優先権書類提出期間を経過する意匠登録出願に適用されます。

また、改正意匠法に関する最新情報や各種関連資料は、特許庁ホームページの「令和元年意匠法改正特設サイト」に掲載しています。

今後も随時、情報を更新していく予定ですので、ぜひご利用ください。



令和元年意匠法改正特設サイト

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu_kaisei_2019.html